12　信託会社は、前二項の規定によるほか、電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する電子決済手段、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

13・14　［略］

（信託財産に係る行為準則）

第四十一条　［略］

［２～４　略］

５　法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

十　その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における当該特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口口座の残高を公表していること。

ロ　受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。

ハ　当該特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　信託会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2)　略

(3)　信託勘定有価証券残高（(6)に掲げる事項を除く。）

(4)　信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高

(5)～(7)　［略］

ハ　直近の二事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)～(3)　略

(4)　金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券、電子決済手段及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

(5)～(11)　略

(12)　電子決済手段の種類別の期末残高

(13)　［略］

［ニ・ホ　略］

11　信託会社は、前項の規定によるほか、暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第二十八条第三項の規定により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを分別して管理する信託財産に属する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等で顧客に対して負担する暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施するための措置を講ずるものとする。

12・13　［同上］

（信託財産に係る行為準則）

第四十一条　［同上］

［２～４　同上］

５　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第四十三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　信託勘定有価証券残高（(5)に掲げる事項を除く。）

［加える。］

(4)～(6)　［同上］

ハ　［同上］

(1)～(3)　同上

(4)　金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの期末運用残高

(5)～(11)　同上

［加える。］

(12)　［同上］

［ニ・ホ　同上］